

今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱

平成 17 年 1 月 16 日制定

今治市要綱第 92 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、市が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び競争入札参加者のために必要な事項を定めるものとする。

(競争入札参加者の資格)

第 2 条 建設工事の競争入札に参加できる者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条の規定により、建設業の許可を受けた者でなければならない。

2 市長は、特別の理由がある場合を除くほか、**心身の故障により、申請しようとする建設工事、測量・コンサルタント業務を適切に営むことができない者として市長が認める者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものを競争入札に参加させないものとする。**

3 市長は、政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についてもまた、同様とする。

(資格の基本事項等の公示)

第 3 条 市長は、競争入札に参加する者に必要な資格の基本となるべき事項及び申請の時期、方法等について、隔年毎の 10 月中に掲示その他の方法により告示するものとする。

(資格審査申請書の提出期間等)

第 4 条 競争入札に参加するために必要な資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、建設工事競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に別表第 1 に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請書の提出期間は、11 月 1 日から 12 月 15 日（その日が市の休日に当たるときは、その日の翌日）までとし、2 年ごとに提出するものとする。

3 前条及び前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、その都度資格の基本事項等を公示し、その期間を定めて申請書を提出させるものとする。

(資格審査事項)

第 5 条 市長は、申請者の競争入札参加資格について、法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準により審査を行うものとする。

(資格の認定)

第6条 市長は、前条の規定により入札参加資格の審査を行ったときはその結果に基づき、競争入札に参加する者の資格（以下「資格」という。）の有無を認定するものとする。

（格付）

第7条 市長は、前条の規定により資格を有すると認めた者（以下「有資格者」という。）については、必要に応じ別に定める等級に区分して格付を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により、格付した後資本金額（出資総額を含む。）等の変更により、その者が不適当と認められる場合は、その格付を変更するものとする。

3 決算に含まれる直前2年度の月数が24箇月未満の新規業者は、資格審査による総合評点が付与されないため、最下級に格付するものとする。

（資格の有効期間）

第8条 前条の規定により、有資格者の当該資格の有効期間は、資格を決定した日から次期の資格決定の日の前日までとする。ただし、第4条第3項の規定による者の資格は、本条本文に規定する期間の残余期間とする。

2 市長は、有資格者が法第12条第2号から第4号までのいずれかに該当することとなったとき又は法第29条若しくは第29条の2の規定により、許可を取り消されたとき、又は経営事項審査を継続して受審していないときは、その資格を取り消すものとする。

（調査）

第9条 市長は、有資格者の状況を確認するため、必要に応じて関係書類の提出を求めるとともに、必要な調査を行うことができる。

（業者の選定及び発注区分）

第10条 建設工事を競争入札に付そうとするときは、有資格者の中から選定するものとし、有資格者のうち格付された者については、市長が別に定める等級の区分により選定するものとする。

2 市長は、市長が別に定める等級の区分により選定する場合において、経験が豊富であり、かつ、工事成績が良好で信用度が高いと認められる者にあつては、直近下位の者を選定することができる。

3 前項の場合において、直近上位に入る者の数は、当該工事の指名業者数の2分の1（その数に計算上の端数を生じた場合は、切り捨てる。）を超えることができないものとする。

4 市長は、業者の選定に当たっては、次に掲げる指名基準項目を総合的に勘案し選定するものとする。

（1） 不誠実な行為の有無

（2） 経営状況

（3） 工事成績の状況

- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事についての技術的適正
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

5 前項の規定は、別表第2に定めるところにより運用するものとする。

(業者選定の特例)

第11条 次に掲げる工事については、前条第1項及び第3項の規定は、適用しない。

- (1) 特に緊急を要する工事
- (2) 特殊機械又は特殊技術を必要とする工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める工事

(準用)

第12条 この要綱は、建設工事に関する調査、測量及び設計業務の委託について準用する。

2 前項に定めるもののほか、この要綱は、随意契約の参加者の資格及び選定について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年2月28日要綱)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱第2条第3項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の事実により同項に該当すると認められるときについて適用し、施行日前の事実により、この要綱による改正前の今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱第2条第3項に該当すると認められる者については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月17日要綱)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月9日要綱)

この要綱は、平成 24 年 10 月 9 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日今治市要綱）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 8 日今治市要綱）

この要綱は、令和元年 10 月 15 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

今治市建設工事競争入札参加資格審査申請書の添付書類

- 1 建設業許可証明書の写し
- 2 印鑑登録証明書
- 3 市税等において未納がないことを証明する納税証明書等
- 4 登記事項証明書（法人の場合）
- 5 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- 6 建設業退職金共済事業加入・履行証明書
- 7 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

別表第 2（第 10 条関係）

指 名 業 者 選 定 運 用 基 準

指名基準項目	運 用 基 準
1 不誠実な行為の有無	以下の事項に該当する場合は指名しないこと。 (1) 今治市建設工事指名停止措置要綱（平成 17 年今治市要綱第 18 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく、指名停止期間中であること。 (2) 市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負業者として不適当であると認められること。 ① 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負業者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 ② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の請負契約関係が不適切であることが明確であること。 (3) 警察当局から市長に対し、暴力団員が実質的に契約を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事から排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。
2 経営状況	手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると判断される場合は、指名しないこと。
3 工事成績の状況	(1) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (2) 優良工事の表彰を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。
4 当該工事に対する地理的条件	当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保

	できるかどうかを総合的に勘案すること。
5 手持ち工事の状況	工事の手持ち状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
6 当該工事施工についての技術的適正	以下の事項に該当するかどうかを、総合的に勘案すること。 (1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。 (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の施工実績があること。 (3) 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。 (4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。
7 安全管理の状況	(1) 市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 (2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (3) 市発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合はこれを十分尊重すること。
8 労働福祉の状況	(1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が市長にあり、当該状況が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 (2) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団への加入状況を確認するとともに、証紙購入若しくは貼付が十分かどうかを総合的に勘案すること。 (3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合はこれを十分尊重すること。

